

7 保 第 6 5 9 号  
令和 8 年 1 月 1 5 日

尾張旭市国民健康保険運営協議会  
会長 若 杉 浩 二 殿

尾張旭市長 柴 田



諮 問 書

尾張旭市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定により、別紙事項について貴協議会の意見を求めます。



# 諮問事項 1

## 国民健康保険税の税率等の改定等について

<諮問内容>

### 1 税率等の改定

税率等を下記のとおり改定及び新設する。

<医療給付費分>

所得割額	7.30%	→	7.80%
被保険者均等割額	27,000円	→	30,200円
被保険者均等割額(未就学児)	13,500円	→	15,100円
世帯別平等割額(特定世帯以外)	21,600円	→	22,000円
世帯別平等割額(特定単身世帯)	10,800円	→	11,000円
世帯別平等割額(特定継続世帯)	16,200円	→	16,500円

<後期高齢者支援金分>

所得割額	2.87%	→	2.75%
被保険者均等割額	11,000円	→	11,500円
被保険者均等割額(未就学児)	5,500円	→	5,750円
世帯別平等割額(特定世帯以外)	8,000円	→	7,600円
世帯別平等割額(特定単身世帯)	4,000円	→	3,800円
世帯別平等割額(特定継続世帯)	6,000円	→	5,700円

<介護納付金分>

所得割額	2.31%	→	2.31%
被保険者均等割額	11,700円	→	11,700円
世帯別平等割額(特定世帯以外)	5,800円	→	5,800円

<子ども・子育て支援納付金分>

所得割額	—%	→	0.29%
被保険者均等割額(18歳以上)	—円	→	1,260円
世帯別平等割額(特定世帯以外)	—円	→	750円
世帯別平等割額(特定単身世帯)	—円	→	375円
世帯別平等割額(特定継続世帯)	—円	→	56.3円

(理由)

本市の現行税率と愛知県から示された令和8年度の標準保険税率の乖離を近づけることを目的として、税率改定及び、子ども子育て支援納付金制度の新設に伴う税率設定を行う。

### 2 改定時期

令和8年4月1日

## 諮問事項 2

### 国民健康保険税の課税限度額の改定及び新設について

#### <諮問内容>

地方税法施行令の一部改正（令和8年3月末頃）による限度額の引き上げ及び新設。

記

	現行	改定案 (新設)
基礎課税額 (医療給付費分)	66万円	67万円
子ども・子育て支援納付金分	—	3万円

### 諮問事項 3

## 低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充について

#### <諮問内容>

地方税法施行令の一部改正（令和8年3月末頃）による判定所得基準の拡充。

記

減額割合	現行	改定案
5割	前年中所得43万円＋ <b>30.5万円</b> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）	前年中所得43万円＋ <b>31万円</b> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）
2割	前年中所得43万円 ＋ <b>56万円</b> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）	前年中所得43万円 ＋ <b>57万円</b> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）